



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
8月3日(火)  
第225号

## 目次

### 告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 791
- 予定保安林..... 792
- 解除予定保安林..... 793
- 道路の区域の変更..... 793
- 道路の供用開始..... 793

### 公 告

- 令和3(2021)年度採石業務管理者試験の実施..... 793
- 公共測量の実施..... 795
- 同..... 795
- 公共測量の終了..... 795

## 告 示

### 栃木県告示第四百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

令和三年八月三日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 神谷
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
足利市	小俣町	森出	三三二六番一	一号
同	同	同	三八七〇番一	二号から四号まで
同	同	半沢	三八六六番	五号
同	同	同	三八六五番一	六号
同	同	同	三八六二番一	七号
同	同	同	三八六二番三	八号及び九号
同	同	同	三三七七番一	十号
同	同	同	三三五六番一	十一号
同	同	同	三三五四番三	十二号

足利市	小俣町	半沢	11111四九番	十一号
同	同	同	11111四七番1	十四号
同	同	森出	111111五番1地先水路敷	十五号
同	同	同	111111九番1	十六号

(砂防水資源課)

## 栃木県告示第425号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

## I

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字上寺島字スウカ沢932から934まで、字川端向942-1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## II

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字風見山田字道地316-1、316-2、字丸山711から713まで、字松葉鳥屋720、字西山724-1、724-3、724-5、字後山726、727-1から727-3まで、728-1、728-2、730、731、734-1、735-1から735-3まで、737、739、740-1、741-1、742-1、743から746まで、750、751-1、752-1、752-2、756、757、758-1、759、760、761-1、761-4、762-1、762-3、763-1、764-1、765-2、766-1、767-1、769-1、769-6、771-1、772-1、773から775まで、777から779まで、780-1、780-3、字出入753、字道真穴781から789まで、790-1、791、字桜沢792、804から807まで、809、811、字木免沢793-1、794、795、801から803まで、字岩ノ入812-1、816から819まで、字堂ノ入814、字中賀821から823まで、829

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第426号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。  
 令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
佐野市船越町字芹ノ田1750-4
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(森林整備課)

栃木県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年8月3日から同年9月1日まで一般の縦覧に供する。  
 令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道  
 路線名 一般県道 鹿沼環状線  
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
268	前	鹿沼市千渡510-5から 鹿沼市千渡784-3まで	9.2~31.5	340.0	
	後	鹿沼市千渡510-5から 鹿沼市千渡784-3まで	9.2~161.5	340.0	

栃木県告示第428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年8月3日から同年9月1日まで一般の縦覧に供する。  
 令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市下奈良部町字新田1042から 鹿沼市下奈良部町字栗野道下1161まで	令和3(2021)年 8月4日11時

(道路保全課)

**公 告**

○令和3(2021)年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13に規定する採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和3（2021）年8月3日

栃木県知事 福田 富一

1 試験日時

令和3（2021）年10月8日（金）

午前10時から正午まで（120分）

2 試験場所

栃木県庁本館6階大会議室2

宇都宮市埴田1丁目1番20号

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 受験願書及び添付書類

採石法施行規則第8条の9の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）

(2) 願書受付期間

令和3（2021）年9月6日（月）から同月22日（水）までの間とする。なお、郵送により提出する場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

(3) 受験手数料

栃木県収入証紙 8,100円分（受験願書に貼ること。）

(4) 受験資格

特になし

(5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館6階）

〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号 電話028（623）3197

(6) 合格者の発表

ア 合格発表の日時

令和3（2021）年10月28日（木）午前10時

イ 合格発表の場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

また、栃木県産業労働観光部工業振興課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

エ 試験結果の開示

(ア) 開示内容

個人の科目別得点及び総合得点

(イ) 開示方法

受験票により本人であることを確認後、栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当において受験者本人に開示する。

(ウ) 開示期間

合格発表日から令和3（2021）年11月29日（月）までの間とする。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。

(7) その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに、工業振興課のホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒（送付先住所及び氏名を明記すること。）を同封の上、請求すること。

(工業振興課)

#### ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局河川部長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
日光市、鹿沼市、佐野市、足利市、栃木市
- 3 作業期間  
令和3(2021)年7月12日から令和4(2022)年1月31日まで

#### ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上都賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
日光市
- 3 作業期間  
令和3(2021)年7月30日から令和4(2022)年3月15日まで

#### ○公共測量の終了

令和2(2020)年12月8日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、塩谷南那須農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年8月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
矢板市、塩谷町
- 3 作業期間  
令和2(2020)年8月19日から令和3(2021)年3月15日まで

(監理課)